

阿蘇市個人情報保護条例の改正について

1 改正の趣旨

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 65 号)及び「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」(平成 28 年法律第 51 号)が平成 29 年 5 月 30 日に施行されました。

国では、法改正を踏まえ「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」を開催し、個人情報保護条例の見直しの方向性を検討。当該検討結果を踏まえ、「個人情報保護条例の見直し等について」(平成 29 年 5 月 19 日付総行情第 33 号総務省大臣官房地域力創造審議官通知)において、地方公共団体に対し、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の仕組みの導入等に関する個人情報保護条例の見直しなどについて、保有するため個人情報の適正な取扱いの確保のために必要な措置を求めています。

このことから、法改正等の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、阿蘇市個人情報保護条例を改正します。

〔参考〕個人情報保護法制の法体系について

個人情報保護法は、個人情報の適正な取扱いに関する基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定めており、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守義務等を定めています。

個人情報保護法は、個人情報保護法制の基本法ともいえるべき法律ですから、個人情報の保護に関する基本的事項を定める個人情報保護法第 1 章から第 3 章までの規定については、民間事業者、国の行政機関及び地方公共団体全てに適用されます。一方で、それぞれの具体的な個人情報の保護に関する施策については、民間事業者にあつては個人情報保護法第 4 章から第 7 章までの規定が適用されますが、国の行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体にあつては個人情報保護法には定めはありません。そのため、個人情報保護法第 4 条の「国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する」という国の責務規定に基づき、国の行政機関にあつては行政機関個人情報保護法が、独立行政法人等にあつては独立行政法人等個人情報保護法が制定されており、個人情報保護法第 5 条の「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取

扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」という地方公共団体の責務規定に基づき、各地方公共団体においては個人情報保護条例が制定されています。

このように、具体的な個人情報の保護に関する施策については、個人情報を取扱う所管ごとにそれぞれ異なる法規が適用されるという法体系になっています。

個人情報保護に関する法体系イメージ



地方公共団体における個人情報保護条例の見直しに当たっては、行政機関個人情報保護法を参考とすべきことが基本方針で述べられていますが、法体系上は行政機関個人情報保護法と個人情報保護条例は上位法と下位法の関係にはなく、個人情報保護条例は行政機関個人情報保護法の委任を受けて定められている条例でもありませんので、「行政機関個人情報保護法が改正された場合には、個人情報保護条例もそれと同様の改正を行わなければならない」ということには必ずしもなりません。

2 法改正の概要

(1) 個人情報の定義の明確化

法改正により個人情報の定義が改正され、指紋・顔認識データ、旅券番号等の「個人識別符号」が個人情報に該当することが明確化されました。

- ・ 身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号(DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋又は掌紋)
- ・ 特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの(旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号等)

なお、「個人識別符号」という新たな個人情報の概念が設けられたことで、従来の個人情報の定義の範囲が広がることとなるのかといった点については、政府からは、「個人識別符号」という概念を新たに設ける趣旨は、飽くまでも個人情報の定義を明確化することであり、従来の個人情報の定義を拡大・拡充するものではなく、従来の解釈を変更するものでもないとの旨が説明されています

(2) 要配慮個人情報の取扱い

ア 要配慮個人情報の定義

改正前の「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)に基づき各主務大臣が策定したガイドラインや多くの地方公共団体において、いわゆるセンシティブ情報の収集が制限されていたことなどを踏まえ、法改正により要配慮個人情報が定義されました。

- ・人種
- ・信条
- ・社会的身分
- ・病歴
- ・犯罪の経歴
- ・犯罪により害を被った事実
- ・その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの

身体上の障害・知的障害・精神障害(発達障害を含む。)があること、健康診断その他の検査結果、医師等による指導又は診療若しくは調剤が行われたこと、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続が行われたこと等

イ 個人情報ファイル簿等への記載

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 58 号)の改正により、国の行政機関において、本人が自己に関する要配慮個人情報の利用の実態をよりの確に認識し得るようになるため、個人情報ファイル簿等(個人情報ファイル簿や個人情報取扱事務登録簿等のことをいいます。)に要配慮個人情報の有無を記載することとされました。

(3) 非識別加工情報の仕組みの導入

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が改正され、国の行政機関が保有する個人情報について、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じない範囲で、非識別加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)を事業者を提供

する仕組みが導入されました。

3 条例の改正の概要

(1) 個人情報の定義の明確化

ア 個人情報の定義を明確化することは、地方公共団体及び住民にもメリットがあると考えられることから、条例においても指紋・顔認識データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正します。

イ 個人識別符号として定めるべき符号は、それそのものから特定の個人を識別することができるものであり、保有者によって特定の個人を識別できるか否かの判断が異なることはないと考えられることから、個人識別符号の定義については、条例においても、法改正の内容と同じものとします。

ウ その他、上記に伴う所要の改正を行います。

(2) 要配慮個人情報の取扱い

ア 要配慮個人情報の定義

(ア) 市が保有する個人情報に関しても、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を明確にする必要性は変わらないことから、条例においても要配慮個人情報の定義を設けます。

(イ) 法改正により要配慮個人情報と規定された情報について、その取扱いに特に配慮を要することは、地方公共団体が保有する個人情報についても異なることはないと考えられることから、法改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当であり、条例においても、法改正の内容と同じものとします。

(ウ) その他、上記に伴う所要の改正を行います。

イ 個人情報ファイル簿等への記載

市が保有する要配慮個人情報の取扱いについても一層の透明性の向上を図る重要性は変わらないため、個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載するものとします。

(3) 非識別加工情報の仕組みの導入

法改正の内容は、個人を特定できないように加工したデータ(いわゆる「ビッグデータ」)の活用を、今後、国として推進するとの趣旨を示したものです。

しかし、同様の制度を市においても導入するかどうかについては、今後、制度導入に伴う課題の整理等を行った上で慎重に判断すべきであり、現段階での導入は尚早であると考えます。

したがって、この事項に関しては、県及び近隣自治体等の動向を注視した上で、導入の要否を判断することとし、今回の条例改正には含めないこととします。

4 条例改正のスケジュール

平成 29 年 10 月上旬	パブリックコメント手続の実施
12 月上旬	阿蘇市議会定例会に上程(予定)

5 施行の日 公布の日

6 阿蘇市個人情報保護条例の改正(案)

阿蘇市個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)

第 2 条第 2 号中「当該情報に記録されている氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人が識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人が識別できるものを含む。)」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。))をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第 2 条中第 9 号を第 10 号とし、第 3 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第 6 条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第 6 条の 2 第 1 項中第 10 号を第 11 号とし、第 6 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第 6 条の 3 第 1 項中「第 6 号」を「第 7 号」に、「第 8 号」を「第 9 号」に、「第 9 号」を「第 10 号」に改め、同条第 3 項中「第 6 号」を「第 7 号」に改

める。

第7条第3項中「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴その他の社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

〔参考資料〕

阿蘇市個人情報保護条例(平成17年阿蘇市条例第14号)新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び土地開発公社をいう。</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であって、<u>次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>をいう。ただし、事業を営む個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に記録されている当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。))で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び土地開発公社をいう。</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であって、<u>当該情報に記録されている氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人が識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人が識別できるものを含む。)</u>をいう。ただし、事業を営む個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に記録されている当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</p> <p>〔新規〕</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。))を除く。))をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))</u></p> <p><u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p><u>(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p> <p><u>(4) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。))及び事業を営む個人をいう。</u></p> <p><u>(5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、行政文書(阿蘇市情報公開条例(平成20年阿蘇市条例第1号)に規定する行政文書をいう。以下同じ。))に記録されてい</u></p>	<p>[新規]</p> <p>[新規]</p> <p><u>(3) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。))及び事業を営む個人をいう。</u></p> <p><u>(4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、行政文書(阿蘇市情報公開条例(平成20年阿蘇市条例第1号)に規定する行政文書をいう。以下同じ。))に記録されてい</u></p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>るものをいう。</p> <p><u>(6)</u> 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p><u>(7)</u> 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第31条の2において同じ。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p><u>(8)</u> 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、行政文書に記録されているものをいう。</p> <p><u>(9)</u> 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p> <p><u>(10)</u> 審査会 阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会をいう。</p> <p>(個人情報取扱事務の届出等)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。ただし、緊急やむを得ないときは、個人情報取扱事務を開始した日又は届け出た事項を変更し、若しくは廃止した日以後速やかに届け出なければならない。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の名称 (2) 個人情報取扱事務の目的</p>	<p>るものをいう。</p> <p><u>(5)</u> 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p><u>(6)</u> 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第31条の2において同じ。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p><u>(7)</u> 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、行政文書に記録されているものをいう。</p> <p><u>(8)</u> 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p> <p><u>(9)</u> 審査会 阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会をいう。</p> <p>(個人情報取扱事務の届出等)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。ただし、緊急やむを得ないときは、個人情報取扱事務を開始した日又は届け出た事項を変更し、若しくは廃止した日以後速やかに届け出なければならない。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の名称 (2) 個人情報取扱事務の目的</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称</p> <p>(4) 個人情報の記録項目</p> <p>(5) 個人情報の対象者の範囲</p> <p>(6) 個人情報の収集方法</p> <p><u>(7) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</u></p> <p><u>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項</u></p> <p>2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに登録簿を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定は、市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務については、適用しない。 (特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)</p> <p>第 6 条の 2 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、審査会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 特定個人情報ファイルの名称</p> <p>(2) 当該実施機関の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</p> <p>(3) 特定個人情報ファイルの利用目的</p> <p>(4) 特定個人情報ファイルに記録される項目(以下この条及び次条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第 8 号において同じ。)として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲</p>	<p>(3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称</p> <p>(4) 個人情報の記録項目</p> <p>(5) 個人情報の対象者の範囲</p> <p>(6) 個人情報の収集方法</p> <p>[新規]</p> <p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項</u></p> <p>2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに登録簿を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定は、市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務については、適用しない。 (特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)</p> <p>第 6 条の 2 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、審査会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 特定個人情報ファイルの名称</p> <p>(2) 当該実施機関の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</p> <p>(3) 特定個人情報ファイルの利用目的</p> <p>(4) 特定個人情報ファイルに記録される項目(以下この条及び次条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第 8 号において同じ。)として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(以下この条及び次条において「記録範囲」という。)</p> <p>(5) 記録情報(特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報をいう。以下この条及び次条において同じ。)の収集方法</p> <p><u>(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</u></p> <p><u>(7) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先</u></p> <p><u>(8) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨</u></p> <p><u>(9) 第13条第1項、第25条又は第27条の2の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地</u></p> <p><u>(10) 当該保有特定個人情報の訂正又は利用の停止、消去若しくは提供の停止に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、その旨</u></p> <p><u>(11) その他市長が定める事項</u></p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する特定個人情報ファイル</p> <p>(2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る特定個人情報ファイ</p>	<p>(以下この条及び次条において「記録範囲」という。)</p> <p>(5) 記録情報(特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報をいう。以下この条及び次条において同じ。)の収集方法 〔新規〕</p> <p><u>(6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先</u></p> <p><u>(7) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨</u></p> <p><u>(8) 第13条第1項、第25条又は第27条の2の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地</u></p> <p><u>(9) 当該保有特定個人情報の訂正又は利用の停止、消去若しくは提供の停止に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、その旨</u></p> <p><u>(10) その他市長が定める事項</u></p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する特定個人情報ファイル</p> <p>(2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る特定個人情報ファイ</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>ルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(実施機関が行う職員の採用試験に関する特定個人情報ファイルを含む。)</p>	<p>ルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(実施機関が行う職員の採用試験に関する特定個人情報ファイルを含む。)</p>
<p>(3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための特定個人情報ファイル</p>	<p>(3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための特定個人情報ファイル</p>
<p>(4) 前項の規定による通知に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの</p>	<p>(4) 前項の規定による通知に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの</p>
<p>(5) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する特定個人情報ファイル</p>	<p>(5) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する特定個人情報ファイル</p>
<p>(6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した特定個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの</p>	<p>(6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した特定個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの</p>
<p>(7) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する特定個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの</p>	<p>(7) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する特定個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの</p>
<p>(8) 本人の数が市長が定める数に満たない特定個人情報ファイル</p>	<p>(8) 本人の数が市長が定める数に満たない特定個人情報ファイル</p>
<p>(9) 前各号に掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして市長が定める特定個人情報ファイル</p>	<p>(9) 前各号に掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして市長が定める特定個人情報ファイル</p>
<p>(10) 電子計算機による検索を用いないで特定の保有特定個人情報を</p>	<p>(10) 電子計算機による検索を用いないで特定の保有特定個人情報を</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>容易に検索することができるように体系的に構成された特定個人情報ファイル</p> <p>3 実施機関は、第 1 項に規定する事項を通知した特定個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその特定個人情報ファイルが前項第 8 号に該当するに至ったときは、遅滞なく、審査会に対しその旨を通知しなければならない。</p> <p>（特定個人情報ファイル簿の作成及び公表）</p> <p>第 6 条の 3 実施機関は、市長が定めるところにより、当該実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、それぞれ前条第 1 項第 1 号から第 7 号まで、第 9 号及び第 10 号に掲げる事項その他市長が定める事項を記載した帳簿(第 3 項において「特定個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 前条第 2 項第 1 号から第 9 号までに掲げる特定個人情報ファイル</p> <p>(2) 前項の規定による公表に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの</p> <p>(3) 前号に掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして市長が定める特定個人情報ファイル</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、実施</p>	<p>容易に検索することができるように体系的に構成された特定個人情報ファイル</p> <p>3 実施機関は、第 1 項に規定する事項を通知した特定個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその特定個人情報ファイルが前項第 8 号に該当するに至ったときは、遅滞なく、審査会に対しその旨を通知しなければならない。</p> <p>（特定個人情報ファイル簿の作成及び公表）</p> <p>第 6 条の 3 実施機関は、市長が定めるところにより、当該実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、それぞれ前条第 1 項第 1 号から第 6 号まで、第 8 号及び第 9 号に掲げる事項その他市長が定める事項を記載した帳簿(第 3 項において「特定個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 前条第 2 項第 1 号から第 9 号までに掲げる特定個人情報ファイル</p> <p>(2) 前項の規定による公表に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの</p> <p>(3) 前号に掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして市長が定める特定個人情報ファイル</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、実施</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載し、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p> <p>（収集の制限）</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、個人情報の収集が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 公報、出版、報道等により公にされているものから収集するとき。</p> <p>(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 所在不明、精神障害その他の事由により、本人から収集することが困難であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p>	<p>機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載し、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p> <p>（収集の制限）</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、個人情報の収集が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 公報、出版、報道等により公にされているものから収集するとき。</p> <p>(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 所在不明、精神障害その他の事由により、本人から収集することが困難であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(6) 争訟、選考、指導、相談、交渉等を伴う事務事業を執行するために個人情報収集する場合において、本人から収集したのでは当該事務事業の目的を達成することができず、又は当該事務事業の適正な執行に著しい支障が生じると認められるとき。</p> <p>(7) 他の実施機関から次条ただし書の規定により提供を受けるとき。</p> <p>(8) 国、他の地方公共団体又は実施機関以外の市の機関から収集することが事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>3 実施機関は、<u>要配慮個人情報</u></p> <hr/> <p>_____を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は審査会の意見を聴いた上で、実施機関が当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要で欠くことができないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(6) 争訟、選考、指導、相談、交渉等を伴う事務事業を執行するために個人情報収集する場合において、本人から収集したのでは当該事務事業の目的を達成することができず、又は当該事務事業の適正な執行に著しい支障が生じると認められるとき。</p> <p>(7) 他の実施機関から次条ただし書の規定により提供を受けるとき。</p> <p>(8) 国、他の地方公共団体又は実施機関以外の市の機関から収集することが事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>3 実施機関は、<u>思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</u>を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は審査会の意見を聴いた上で、実施機関が当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要で欠くことができないと認めるときは、この限りでない。</p>

[参考資料]

阿蘇市個人情報保護条例施行規則の改正

阿蘇市個人情報保護条例の改正にあわせ、同条例の施行に関し必要な事項を定める「阿蘇市個人情報保護条例施行規則」についても、法改正等の趣旨を踏まえ、改正を行うこととします。

阿蘇市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則(案)

第2条の次に次の1条を加える。

(要配慮個人情報)

第2条の2 条例第2条第3号の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のい

いずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

- (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)第 2 条第 2 項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
 - (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
 - (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
 - (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
 - (5) 本人を少年法(昭和 23 年法律第 168 号)第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
- 第 4 条第 4 項中「第 7 号」を「第 8 号」に改める。

[参考資料]

阿蘇市個人情報保護条例施行規則(平成 20 年阿蘇市規則第 7 号)新旧対照表

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p>(要配慮個人情報)</p> <p>第 2 条の 2 条例第 2 条第 3 号の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。</p> <p>(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)別表に掲げる身体上の障害</p> <p>イ 知的障害者福祉法(昭和 35 年</p>	<p>[新規]</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>法律第 37 号)にいう知的障害</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)第 2 条第 2 項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)</p> <p>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの</p> <p>(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果</p> <p>(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。</p> <p>(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。</p> <p>(5) 本人を少年法(昭和 23 年法律第 168 号)第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。</p>	

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第4条 条例第6条第1項の規定による個人情報取扱事務を開始しようとするときの届出及び同条第2項の規定による登録簿は、個人情報取扱事務届出書兼登録簿(様式第1号)により行うものとする。</p> <p>2 条例第6条第1項の規定による個人情報取扱事務を変更しようとするときの届出は、変更する理由書を添付のうえ個人情報取扱事務届出書兼登録簿(様式第1号)を新たに作成することにより行うものとする。</p> <p>3 条例第6条第1項の規定による個人情報取扱事務を廃止したときの届出は、個人情報取扱事務廃止届出書(様式第2号)により行うものとする。</p> <p>4 条例第6条第1項第8号に規定する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個人情報の経常的な目的外利用及び外部提供の有無</p> <p>(2) 個人情報の記録形態</p> <p>(3) 個人情報の処理形態</p> <p>(4) 外部委託の有無</p> <p>(5) 特定個人情報ファイルの名称</p>	<p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第4条 条例第6条第1項の規定による個人情報取扱事務を開始しようとするときの届出及び同条第2項の規定による登録簿は、個人情報取扱事務届出書兼登録簿(様式第1号)により行うものとする。</p> <p>2 条例第6条第1項の規定による個人情報取扱事務を変更しようとするときの届出は、変更する理由書を添付のうえ個人情報取扱事務届出書兼登録簿(様式第1号)を新たに作成することにより行うものとする。</p> <p>3 条例第6条第1項の規定による個人情報取扱事務を廃止したときの届出は、個人情報取扱事務廃止届出書(様式第2号)により行うものとする。</p> <p>4 条例第6条第1項第7号に規定する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個人情報の経常的な目的外利用及び外部提供の有無</p> <p>(2) 個人情報の記録形態</p> <p>(3) 個人情報の処理形態</p> <p>(4) 外部委託の有無</p> <p>(5) 特定個人情報ファイルの名称</p>

〔参考資料〕

阿蘇市個人情報保護条例及び阿蘇市個人情報保護条例施行規則において引用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の規定

阿蘇市個人情報保護条例の改正(案)及び阿蘇市個人情報保護条例施行規則の改正(案)において引用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の規定は、次のとおりです。

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)
(定義)

第2条 (略)

2 (略)

3 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

行政機関の保有する個人情報に関する法律施行令(平成 15 年政令第 548 号)

(個人識別符号)

第 3 条 法第 2 条第 3 項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして総務省令で定める基準に適合するもの
 - イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名 DNA)を構成する塩基の配列
 - ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - ト 指紋又は掌紋
- (2) 旅券法(昭和 26 年法律第 267 号)第 6 条第 1 項第 1 号の旅券の番号
- (3) 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 14 条に規定する基礎年金番号
- (4) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号
- (5) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 7 条第 13 号に規定する住民票コード
- (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 5 項に規定する個人番号
- (7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号
 - イ 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 9 条第 2 項の被保険者

証

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 54 条第 3 項の被保険者証

ハ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 12 条第 3 項の被保険者証

(8) その他前各号に準ずるものとして総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則(平成 29 年総務省令第 19 号)

(身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準)

第 2 条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(以下「令」という。)第 3 条第 1 号の総務省令で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

(証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号)

第 3 条 令第 3 条第 7 号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 令第 3 条第 7 号イに掲げる証明書同号イに掲げる証明書の記号、番号及び保険者番号

(2) 令第 3 条第 7 号ロ及びハに掲げる証明書同号ロ及びハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

(旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号)

第 4 条 令第 3 条第 8 号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 健康保険法施行規則(大正 15 年内務省令第 36 号)第 47 条第 2 項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

(2) 健康保険法施行規則第 52 条第 1 項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

(3) 船員保険法施行規則(昭和 15 年厚生省令第 5 号)第 35 条第 1 項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

(4) 船員保険法施行規則第 41 条第 1 項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

(5) 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 2 条第 5 号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号

(6) 出入国管理及び難民認定法第 19 条の 4 第 1 項第 5 号の在留カードの番号

(7) 私立学校教職員共済法施行規則(昭和 28 年文部省令第 28 号)第 1

条の 7 の加入者証の加入者番号

- (8) 私立学校教職員共済法施行規則第 3 条第 1 項の加入者被扶養者証の加入者番号
- (9) 私立学校教職員共済法施行規則第 3 条の 2 第 1 項の高齢受給者証の加入者番号
- (10) 国民健康保険法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 53 号)第 7 条の 4 第 1 項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (11) 国家公務員共済組合法施行規則(昭和 33 年大蔵省令第 54 号)第 89 条の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (12) 国家公務員共済組合法施行規則第 95 条第 1 項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (13) 国家公務員共済組合法施行規則第 95 条の 2 第 1 項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (14) 国家公務員共済組合法施行規則第 127 条の 2 第 1 項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (15) 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号)第 93 条第 2 項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (16) 地方公務員等共済組合法施行規程第 100 条第 1 項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (17) 地方公務員等共済組合法施行規程第 100 条の 2 第 1 項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (18) 地方公務員等共済組合法施行規程第 176 条第 2 項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (19) 雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号)第 10 条第 1 項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (20) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)第 8 条第 1 項第 3 号の特別永住者証明書の番号

- 4 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 548 号)

(要配慮個人情報)

第 4 条 法第 2 条第 4 項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除

く。)とする。

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の総務省令で定める心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法(昭和 23 年法律第 168 号)第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則(平成 29 年総務省令第 19 号)

(要配慮個人情報)

第 5 条 令第 4 条第 1 号の総務省令で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)別表に掲げる身体上の障害
- (2) 知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)にいう知的障害
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)第 2 条第 2 項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。)
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの